

株 主 各 位

神戸市灘区灘北通十丁目1番14号



代表取締役社長 畑 中 浩

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区豊崎三丁目9番1号  
ホテルサンルート梅田 本館2階「太陽の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第66期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.itoyogyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う影響を受けつつも、円安や株価上昇が進行するとともに、企業収益の改善、設備投資の増加、雇用・所得環境の着実な改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社の関連する業界におきましては、東日本大震災復興事業や国土強靱化計画に基づく防災・減災対策等の公共事業が高水準で推移するとともに、国土交通省の平成26年度道路関係予算において方針が掲げられた「無電柱化の推進」「道路の老朽化対策」「道路の防災・震災対策」「歩行空間等の安全・安心の確保」などに関連する公共事業について発注の準備が進められております。

このような状況の中で、当社は中期ビジョンとして「自ら需要をつくれる企業」、単年度においては「Quality of Job－磨きをかける。攻めの姿勢と既存のバリュー」という社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進いたしました。

製商品に関しましては、交通事故対策ともなる自転車通行の優位性強化製品である「ライン導水ブロック」等の道路製品の販売促進活動を推進するとともに、中期ビジョンの核となる、歩車道や側溝等の既設埋設物のない空間を有効活用することができる無電柱化製品「D.D. BOX」、新製品として「D.D. BOX Neo」及び「D.D. BOX Pleon」を開発するとともに、近年増加するゲリラ豪雨による都市部・生活道路での冠水を抑制する新製品「路面冠水抑制システム」、集中豪雨や津波によるマンホールふたの浮上・飛散を防止する「ふた浮上防止マンホール」の開発など、既存製品の付加価値を高める技術を導入しながら積極的な開発活動を行ってまいりました。

また、中期ビジョンの実現に向けた「持続可能な収益モデル」の早期確立のために、開発本部を中心として、民間市場における環境対策商品である「ヒュームセプター」や「ドルフィンウォーターケア」などの独自性・優位性をさらに高めた製商品の販売強化に努めるとともに、「既存顧客への販売拡大と新規顧客の獲得」の両面をにらみ、新たな商材の発掘にも継続して取り組んでまいりました。

生産面におきましては、「品質と生産効率の両立」を強化するため、機械及び新たなプラントの整備など設備投資を大幅に行い、加西工場及び多紀製造所におけ

る生産体制の強化に注力いたしました。

加えて、中長期における「持続可能な収益モデル」の実現に向け、設備投資だけでなく人的投資や戦略的投資などの各種投資を積極的に行ってまいりました。

当事業年度における具体的諸施策は、次のとおりであります。

- ① 持続可能な収益モデルのデザイン
- ② 水平分業型の推進など開発業務の再構築
- ③ 既存チャンネルでの営業強化
- ④ 新製商品販売のスピード化
- ⑤ 新たな生産体制の確立と各部門との連携強化
- ⑥ 保有資産の有効活用の強化
- ⑦ 社内体制強化の継続

その結果、当事業年度の売上高は24億49百万円（前事業年度比5.4%減）、営業利益は21百万円（前事業年度比69.8%減）、経常利益は29百万円（前事業年度比61.1%減）、当期純利益は34百万円（前事業年度比42.5%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、「ライン導水ブロック」「台付管」等製造用の型枠や機械装置等への新規設備投資及び更新、工場内の舗装工事であり、その総額は1億円であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、経済対策や金融政策の効果等により景気は緩やかな回復基調が続くことが見込まれる一方、引き続き消費税率引き上げの影響や円安に伴う原材料価格の高騰、海外景気の下振れ等、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社の関連する業界におきましては、東日本大震災復興事業や国土強靱化計画に基づく防災・減災対策等の公共事業が高水準で推移するとともに、国土交通省の平成27年度道路関係予算において方針が掲げられた「東日本大震災からの復興加速」「国民の安全・安心の確保」「地方の創生、人口減少の克服」「成長戦略の具体化」などに関連する公共事業について発注の準備が進められることが予想されており、設備投資についても東京オリンピック開催に向けた設備投資等も含め増加基調をたどるものと思われまます。

このような環境の中、当社は社是の下、中期ビジョンの実現に向け、公共事業だけでなく民間市場や海外市場にも積極的に参入することで下期偏重となっている収益構造の改善を図るとともに、永続企業に必要な「持続可能な収益モデル」の早期確立、そして次のステップとして、「新たなビジネスモデルのステージ」を描き、既存製品の進化だけではなく、新製品と組み合わせることでシステムとして新たな価値を生み出していくことに引き続き注力してまいります。

そのためにも、当社は「自ら需要をつくれる企業」として正確な情報により方向を見極め、当社の強みである付加価値の高い既存製商品の独自性・優位性を高める周知活動の徹底強化、知的財産権を活用した製商品開発、異業種連携による新たなネットワークの構築、当社が保有する資産の更なる有効活用、それらを推進するための各種投資等を積極的に行ってまいります。

具体的な対処すべき課題は、次のとおりであります。

- ① 「新たな収益モデルのステージ」の構築
- ② 「開発業務に至るプロセスおよび切り口」の再編
- ③ 「既存チャンネルでの営業戦術」の革新
- ④ 「新製商品の販売強化」の意識共有
- ⑤ 「新たな生産体制の進捗」の客観的検証
- ⑥ 「保有資産の有効活用」の強化
- ⑦ 「社内体制強化」の継続

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期 平成24年3月期	第 64 期 平成25年3月期	第 65 期 平成26年3月期	第66期(当期) 平成27年3月期
売 上 高 (千円)	2,159,399	2,391,744	2,589,405	2,449,545
経 常 利 益 (千円)	19,392	43,979	76,025	29,557
当 期 純 利 益 (千円)	19,710	32,349	60,433	34,756
1株当たり当期純利益 (円)	6.60	10.84	20.25	11.64
総 資 産 (千円)	3,867,423	3,907,137	4,066,397	3,994,978
純 資 産 (千円)	3,070,516	3,096,901	3,145,549	3,170,808

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2. 会社の株式に関する事項」に記載しております。
2. 第63期は、平成23年度補正予算の効果も限定的となり、道路・下水等の復興関連需要の増加に至らず売上高は第62期を7.8%下回っておりますが、「攻・守」を明確にした経営を強化し、収益構造の改善に取り組んだ結果、利益面では営業利益・経常利益・当期純利益を計上し、大幅な改善となっております。
- 第64期は、東日本大震災後、公共事業関係費が復興、防災関連に優先配分されており、売上高は第63期を10.8%上回っております。また、経営方針として「攻・守」の「攻」に重きを置いた「攻守交代－守る為の変革から攻める為の行動へー」を掲げ事業を推進した結果、利益面においても増益となっております。
- 第65期は、東日本大震災の復興事業や経済対策による公共事業及び道路関係の公共事業が堅調に推移したことから、売上高は第64期を8.3%上回っております。また、新製商品の開発及び販売促進に尽力するとともに、人的投資や戦略的投資などの各種投資を積極的に行っておりますが、利益面においても増益となっております。
- 第66期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

	主 要 製 品 等
コンクリート製品関連	道路関連製品、バイコンパイプ、バイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不動産関連	賃貸用マンション・駐車場等の賃貸、管理

(注) コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をバイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このバイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「バイコン」の名を冠しております。

## (8) 主要な営業所及び工場

- ① 本 店 神戸市灘区灘北通十丁目1番14号
- ② 営業所及び工場

大 阪 本 部	大阪市北区	加 西 工 場	兵庫県加西市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	多 紀 製 造 所	兵庫県篠山市
東 京 支 店	東京都中央区		
神 戸 営 業 所	神戸市灘区		
岡 山 営 業 所	岡山県瀬戸内市		

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 115	名 △8	歳 41.5	年 11.6

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位を四捨五入して表示しております。

## (10) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

## (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,270,000株
- ② 発行済株式の総数 3,568,000株（自己株式582,131株を含む）
- ③ 当事業年度末の株主数 1,162名（前期末比460名増）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
畑 中 千 弘	930,400株	28.77%
伊 藤 泰 博	354,400	10.96
畑 中 浩 太 郎	253,100	7.83
畑 中 雄 介	253,100	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	248,400	7.68
伊 藤 友 紀	163,800	5.06
栗 岡 千 絵	163,800	5.06
イトーヨーギョー社員持株会	35,000	1.08
東京海上日動火災保険株式会社	20,000	0.62
日本証券金融株式会社	19,800	0.61

- (注) 1. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものであります。
2. 持株比率は、自己株式(582,131株)のうち、ESOP信託所有自己株式(248,400株)を除く、当社所有自己株式(333,731株)を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑 中 浩	コンクリート営業本部長
取 締 役	神 代 丈 生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
取 締 役	高 岡 薫 生	開発本部副本部長 兼 開発営業部長 兼 技術開発部次長
取 締 役	岡 博	
監 査 役 (常勤)	霞 良 治	
監 査 役	喜 多 秀 樹	弁理士
監 査 役	藤 原 信 介	税理士

- (注) 1. 取締役岡博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役喜多秀樹及び藤原信介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役藤原信介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 霞良治氏は、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 丸山義仁氏は、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
7. 事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動は、以下のとおりであります。

氏 名	地 位		異 動 年 月 日
	異 動 後	異 動 前	
神 代 丈 生	常務取締役	取締役	平成27年4月1日

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	5人 ( 1人)	46,800千円 (1,350千円)	
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 ( 2人)	7,248千円 (2,400千円)	
計	9人	54,048千円	

- (注) 1. 株主総会の決議(平成26年6月27日)による取締役報酬限度額は年額150,000千円であります。
2. 株主総会の決議(平成12年2月24日)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
3. 霞良治氏は、第65回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び報酬等の額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡博氏、社外監査役喜多秀樹氏及び社外監査役藤原信介氏は、いずれも重要な兼職はありません。

#### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 博	社外取締役就任後に開催された取締役会のすべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監 査 役	喜 多 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監 査 役	藤 原 信 介	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

清和監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	14,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、又は、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合、解任又は不再任の決定をする方針としております。

また、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成26年7月8日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

清和監査法人

② 処分内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・1年間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成26年7月10日から平成27年7月9日まで）

③ 処分理由

業務管理体制等の整備が不十分であったため。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき保存・管理を行っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の基本方針は、「リスクの発生をできる限り予防する」と「リスクが発生した場合は速やかに適切な対応をとる」であり、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とし、取締役、監査役、顧問弁護士等のメンバーを直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制の整備に努めております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役4名という少人数の構成により、正確な情報の把握と迅速な意思決定に重点を置いた経営を行っております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、3ヵ年の中期経営計画及び各年度の予算を編成することにより全社的な目標を設定し、その達成に向けて各部署において具体策を立案・実行しております。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社では、代表取締役社長が月例の朝礼その他機会のあるごとに繰り返し会社の制定した経営姿勢・行動規範を役職員に伝えることにより、コンプライアンスに対する意識の醸成を図っております。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及び子会社の事業に関して、それぞれ責任を負う取締役が、法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収することにより、グループとしての一体感の醸成と情報を共有化し、適正かつ効率的な業務執行を運用しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の企業規模から判断して、特に監査役の補助使用人は設置しておりません。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の補助使用人を設置していないことから、その独立性に関する定めはありません。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項  
取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重大な法令違反に当たる事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会、監査室及び会計監査人とは、必要の都度意見及び情報の交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の強化  
金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保及び資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に取り込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立します。  
これらを具体的に実施するに当たり、必要な体制を整備し運用します。

---

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,819,698</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>510,255</b>
現金及び預金	507,668	支払手形	306,499
受取手形	458,856	買掛金	94,717
電子記録債権	1,702	未払金	48,929
売掛金	286,261	工事未払金	14,517
完成工事未収入金	141,414	繰延税金負債	377
商品及び製品	358,274	未払費用	759
原材料及び貯蔵品	48,834	預り金	9,424
前払費用	5,199	リース債務	9,661
その他	12,392	完成工事補償引当金	411
貸倒引当金	△904	賞与引当金	5,200
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,175,279</b>	その他の	19,758
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,514,167</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>313,915</b>
建物	215,056	長期未払金	99,000
構築物	58,266	繰延税金負債	75,284
機械装置	72,792	退職給付引当金	98,762
車両運搬具	0	リース債務	29,208
工具、器具及び備品	18,507	その他の	11,660
土地	1,130,188	<b>負 債 合 計</b>	<b>824,170</b>
リース資産	15,084	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	4,270	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,125,315</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>13,989</b>	資本金	500,000
ソフトウェア	3,867	資本剰余金	249,075
電話加入権	818	資本準備金	249,075
リース資産	9,302	利益剰余金	2,593,948
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>647,123</b>	利益準備金	61,400
投資有価証券	103,960	その他利益剰余金	2,532,548
関係会社株式	52,518	固定資産圧縮積立金	130,556
破産更生債権等	41,360	別途積立金	1,920,000
長期前払費用	983	繰越利益剰余金	481,992
投資不動産	473,264	<b>自 己 株 式</b>	<b>△217,708</b>
その他	16,395	評価・換算差額等	45,492
貸倒引当金	△41,360	その他有価証券評価差額金	45,492
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,994,978</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,170,808</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,994,978</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)  
至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,449,545
売 上 原 価		1,542,614
売 上 総 利 益		906,930
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		885,561
営 業 利 益		21,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,247	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,039	
為 替 差 益	2,608	
そ の 他	3,900	9,796
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	418	
そ の 他	1,189	1,607
経 常 利 益		29,557
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		29,557
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,661	
法 人 税 等 調 整 額	△6,860	△5,199
当 期 純 利 益		34,756

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 上 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	500,000	249,075	61,400	124,895	1,920,000	583,706	2,690,002
会計方針の変更による累積的影響額						△95,000	△95,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	500,000	249,075	61,400	124,895	1,920,000	488,706	2,595,002
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△35,811	△35,811
当 期 純 利 益						34,756	34,756
自 己 株 式 の 処 分							
固定資産圧縮積立金の積立				6,432		△6,432	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△772		772	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計				5,660		△6,714	△1,054
当 期 末 残 高	500,000	249,075	61,400	130,556	1,920,000	481,992	2,593,948

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△312,957	3,126,120	19,428	19,428	3,145,549
会計方針の変更による累積的影響額	95,000	—			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△217,957	3,126,120	19,428	19,428	3,145,549
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△35,811			△35,811
当 期 純 利 益		34,756			34,756
自 己 株 式 の 処 分	249	249			249
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26,064	26,064	26,064
当 期 変 動 額 合 計	249	△804	26,064	26,064	25,259
当 期 末 残 高	△217,708	3,125,315	45,492	45,492	3,170,808

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価額に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ① 商品・製品・原材料

総平均法による原価法

##### ② 未成工事支出金

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) リース資産以外の有形固定資産(投資不動産を含む)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年～50年

機械及び装置 9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

##### ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 完成工事補償引当金

請負工事の補修による費用支出に備えるため、保証期間内の補修費用見込み額に基づき計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）第50項（1）第3号、年金資産の期末時価及び当事業年度末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

売上の計上基準は、原則として出荷基準によっておりますが、建築設備部の売上は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

また、商品のうち輸入機械の据付工事を含む契約については、据付完了時点で売上を計上しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引の会計処理の方法

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を、当事業年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されております。

### 2. 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

この結果、繰越利益剰余金及び自己株式が、それぞれ95,000千円減少しております。

## (追加情報)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型E S O P」(以下「本制度」という)を導入しております。

### 1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度39百万円、250千株、当事業年度38百万円、248千株

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	70,281千円
土	地	220,257千円
計		290,539千円

(2) 担保に係る債務 一千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

(1) 有形固定資産 3,379,074千円

(2) 投資不動産 580,833千円

3. 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	200,000千円
借入金実行残高	一千円
差引残高	200,000千円

4. 財務制限条項

コミットメント契約には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、貸付人の請求により、直ちにその債務全額を返済することになっております。

(1) 借入人は、平成27年3月決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成26年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。

(2) 借入人は、平成27年3月決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式の基準値が0未満とならない状態を維持すること。

基準値＝経常損益＋減価償却費

## (損益計算書に関する注記)

特記すべき事項はありません。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,568,000	—	—	3,568,000

### 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	583,731	—	1,600	582,131

(注) 1. 当社は、平成23年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。なお、平成27年3月31日現在において信託口が所有する当社株式248,400株を自己株式に含めて記載しております。

(注) 2. (変動事由)

自己株式数の減少1,600株は、信託が所有する当社株式交付に伴う減少であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	38,811	12	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

(注) 1. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金3,000千円を含んでおります。

(注) 2. 1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

#### (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,639	7	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,738千円を含んでおります。

### 4. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首 250,000株 当期末 248,400株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

減少 1,600株

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額  
3,000千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。なお、現状では銀行借入金等の資金調達はありません。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別に行替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持すること、また、金融機関からのコミットメントラインの取得などによる資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	507,668	507,668	—
(2) 受取手形	458,856	458,830	△25
(3) 電子記録債権	1,702	1,702	△0
(4) 売掛金	286,261	286,261	△0
(5) 完成工事未収入金	141,414	141,413	△1
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	100,960	100,960	—
(7) 破産更生債権等	41,360		
貸倒引当金（※1）	△41,360		
	—	—	—
資産計	1,496,862	1,496,835	△26
(1) 支払手形	306,499	306,272	△226
(2) 買掛金	94,717	94,717	—
(3) 工事未払金	14,517	14,517	—
(4) 未払金	48,929	48,888	△40
(5) 長期未払金	99,000	94,813	△4,186
負債計	563,663	559,208	△4,454

（※1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 完成工事未収入金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑥ 投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価額によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	37,051	93,552	56,500
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	5,055	7,408	2,353
	小計	42,107	100,960	58,853
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		42,107	100,960	58,853

⑦ 破産更生債権等

時価は、帳簿価額から個別貸倒引当金を控除した額により算定しております。

(2) 負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 工事未払金、④ 未払金、⑤ 長期未払金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来のキャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

科目	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(※1)	非上場株式	3,000
関係会社株式	非上場株式	52,518

(※1) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県及び岡山県において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用駐車場を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における 時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
遊休地	626,777	△89	626,688	1,651,621
オフィスビル	251,878	△1,434	250,443	149,000
商業施設	30,957	△2,351	28,605	42,000
住宅	171,182	△8,955	162,226	323,000
駐車場	32,015	△25	31,988	55,167
合計	1,112,811	△12,857	1,099,953	2,220,789

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

減少 減価償却の進行 12,857千円

3. 当事業年度の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書等に基づく金額であります。

#### 3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、32,694千円であります。なお、賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
欠損金	181,136千円
未払役員退職金	35,944千円
賞与引当金	1,719千円
たな卸資産評価損	10,391千円
退職給付引当金	31,900千円
貸倒引当金	11,948千円
固定資産減損損失	18,634千円
投資有価証券評価損	22,254千円
その他	2,191千円
繰延税金資産小計	316,121千円
評価性引当額	△316,121千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△62,301千円
その他有価証券評価差額金	△13,360千円
繰延税金負債合計	△75,662千円
繰延税金負債の純額	△75,662千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が6,432千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が6,432千円減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

特記すべき事項はありません。



**(関連当事者との取引に関する注記)**

特記すべき事項はありません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額 1,061円94銭

1株当たり当期純利益 11円64銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 248,400株 期中平均の当該自己株式の数 248,782株

**(重要な後発事象に関する注記)**

特記すべき事項はありません。

**(その他の注記)**

1. 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社イトーヨーヨー  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 井 浩 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 潔 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーヨーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社イトーヨーギョー 監査役会

常勤監査役 霞 良 治 ㊟

監 査 役 喜 多 秀 樹 ㊟

監 査 役 藤 原 信 介 ㊟

(注) 監査役喜多秀樹及び監査役藤原信介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 22,639,883円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役の業務執行を機動的に行うため取締役の員数の上限を5名以内としておりましたが、今後の海外への事業展開及び社外取締役増員を視野に入れ、機動的な業務執行を継続するため取締役の員数の上限を7名以内に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第32条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第32条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会最終の時をもって、監査役霞良治氏及び監査役喜多秀樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	い か た の り あ き 鑄方徳亮 (昭和30年4月24日生)	昭和53年4月 東洋産業株式会社入社 平成6年12月 株式会社日建技術コンサルタント入社 平成9年2月 当社入社	1,000株
2	き た ひ で き 喜多秀樹 (昭和36年9月13日生)	昭和61年4月 株式会社鴻池組入社 平成元年5月 安田特許事務所入所 平成5年12月 弁理士登録 平成14年6月 サンクレスト国際特許事務所共同開設 平成21年12月 同所代表社員(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	一株

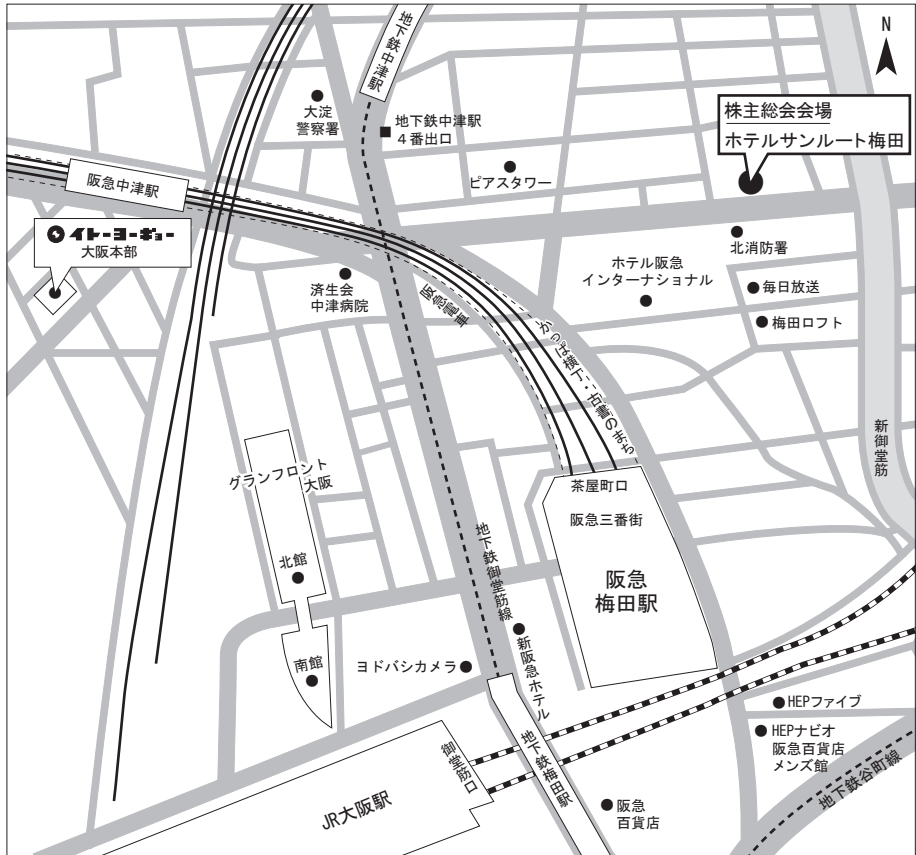
- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 鑄方徳亮氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 鑄方徳亮氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。
4. 喜多秀樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
5. 喜多秀樹氏は、社外役員以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の顧問弁理士を務められてきた中で当社の現状をご理解いただいていること、弁理士として企業の知的財産権の分野について幅広い知識と見識を有し、その専門的見地および独立した立場から当社の製造事業等に有効な助言や指導を期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 喜多秀樹氏は、現在当社の社外監査役であります。当社は、定款の定めに基づき喜多秀樹氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。
7. 喜多秀樹氏が社外監査役に就任されてからの年数は本総会最終の時をもって4年となります。

以上

メモ欄

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区豊崎三丁目 9 番 1 号  
ホテルサンルート梅田 本館 2 階「太陽の間」  
電話 06 (6373) 1111



## [交通のご案内]

- 地下鉄御堂筋線「中津駅」4番出口より徒歩約3分、「梅田駅」より徒歩約10分
- 阪急電車「梅田駅」茶屋町口より徒歩約5分
- JR「大阪駅」御堂筋口より徒歩約10分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。